

指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護事業

重要事項説明書

当事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める指定障害福祉サービス事業者の指定を受けています。

(富山県指定事業所番号 第1611700046)

目 次

1	事業者	1
2	ご利用の事業所	1
3	事業の目的	1
4	運営方針	1
5	職員の配置状況	1
6	営業日、営業時間、事業の実施地域	2
7	サービスの内容	2
8	サービスの利用方法	3
9	利用料金	3
10	緊急時の対応方法	4
11	秘密の保持	4
12	苦情等の申立先	4
13	虐待の防止・身体拘束の適正化について	5

朝日町在宅介護支援センター

1 事業者

法人名 朝日町
住所 富山県下新川郡朝日町道下1133番地(〒939-0793)
電話 0765-83-1100(代) FAX 0765-83-1109
代表者名 朝日町長 笹原 靖直
法人種別 地方公共団体

2 ご利用の事業所

事業所の名称 朝日町在宅介護支援センター
事業所の所在地 富山県下新川郡朝日町泊477番地(〒939-0798)
電話 0765-83-0303(代) FAX 0765-83-9091
事業所代表者 センター長 野口 正人
事業管理者 越坂 俊治
サービス提供責任者 坂東なぎさ

3 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護の提供を行います。

4 運営方針

- ・居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、行動する際に必要な援助その他の生活全般にわたる援助、生活等に関する相談、助言等を適切に行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・地域との結びつきを重視し、町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

5 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数	区分	職 務 内 容
管理者	1	常勤 (兼務)	従業者の管理、事業の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
サービス提供責任者	1	常勤 (兼務)	利用の申込みに係る調整、ホームヘルパーに対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行います。
ホームヘルパー	2.5 以上	常 勤	居宅介護及び行動援護の提供にあたります。

管理者は他の事業の管理業務を、サービス提供責任者はホームヘルパーを兼ねています。

6 営業日、営業時間、事業の実施地域

- ・営業日は、毎週月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除きます。
- ・営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・サービス提供は、土曜日、日曜日及び国民の祝日でも行うことができます。
- ・サービス提供は、午前7時から午後7時15分まで行うことができます。
- ・通常の事業の実施地域は、朝日町の区域とします。

7 サービスの内容

(1) サービスの概要

① 身体介護

- ・入浴介助 … 入浴の介助又は入浴が困難な方には清拭（体を拭く）などを行います。
- ・排せつ介助 … 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助 … 食事の介助を行います。
- ・体位交換 … 体位の交換を行います。
- ・通院介助 … 通院の介助を行います。
- ・歩行介助 … 歩行の介助を行います。

② 家事援助

- ・調理 … 利用者の食事の用意を行います。（ご家族分は行いません。）
- ・洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分は行いません。）
- ・掃除等 … 利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- ・買い物等 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

③ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

③ 行動援護

障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な外出時及び外出の前後における予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応を行います。

④ その他

- ・相談・助言 … 生活等に関する相談に応じ、必要な助言を行います。

(2) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に利用者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービスの実施日の前日までに申し出てください。ただし、サービス利用の変更・追加の申出に対して、ホームヘルパーの稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明したうえで、当事業所のサービス利用を希望される方は、契約を締結していただきます。
- ② サービス利用が決定した場合は、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。サービス提供の期間は、介護給付費の支給決定期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者からサービス終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 適切な居宅介護サービスを提供するため、利用者の心身状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間をおいて通知を行った場合は、このサービスを解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でもサービスを解除することができます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又は利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は通知することにより直ちにこのサービスを解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者やご家族が当事業所やその従業者に対して暴力、威嚇、嫌がらせ行為その他サービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、終了する日の30日前までに文書で通知します。

(3) サービスの自動終了

次の場合は、連絡がなくともサービス提供は自動的に終了します。

- ・利用者が施設に入所した場合
- ・介護給付費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
- ・利用者が亡くなった場合

9 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割に相当する額。ただし、利用者負担上限額を超える場合は、負担額が軽減されます。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し次の交通費をいただきます。

① 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル以下の場合
150円

② 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートルを超える場合は、
150円に1キロメートル増すごとに15円を加算した額

(3) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

上記の利用料金・費用は、1ヵ月毎に計算しご請求しますので、翌月末までに現金又は口座振替の方法でお支払いください。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

主治医	医療機関名	
	電話番号	
	主治医氏名	
ご家族緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	住所	
	電話番号	

11 秘密の保持

事業に従事し、又は従事した者はサービス提供を行ううえで知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。ただし、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために利用者の個人情報を用いることがあります。

12 苦情等の申立先

当事業において提供した居宅介護サービスに対する利用者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

- ・当事業所に対する苦情の受付窓口

朝日町在宅介護支援センター センター長 野口 正人

同 上 サービス提供責任者 坂東なぎさ

- ・次の行政機関に直接申し出ることもできます。

機 関 名	連 絡 先
朝日町役場健康課	所在地 富山県下新川郡朝日町道下1133番地 TEL 0765-83-1100(代) / FAX 0765-83-1109 受付時間 8:30~17:15

13 虐待の防止・身体拘束の適正化について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の各項目について必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止・身体拘束の適正化を検討する委員会の定期開催
- (2) 身体拘束の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待の防止・身体拘束の適正化のための定期的な研修の実施

令和 年 月 日

指定居宅支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

富山県下新川郡朝日町泊477番地

朝日町在宅介護支援センター

説明者

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 朝日町

氏名

㊞

電話

利用者の家族等署名代理人

住所

氏名

㊞

続柄

電話